

厚生労働省発健0210第1号  
令和4年2月10日

厚生科学審議会長  
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により適用する同法第24条第5号及び同法附則第7条第5項の規定に基づき、別紙1「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」、別紙2「予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙3「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」について、貴会の意見を求めます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

一 妊娠中の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とするものとする。 (附則第六項関係)

二 十二歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象としな  
いものとする。 (附則第六項関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 予防接種実施規則の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の方法に、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワ  
クチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全  
性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を十  
八日以上の間隔を置いて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法  
を加えること。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象者について、現在は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に居住する十二歳以上の者として、市町村の区域内に居住する五歳以上の者とする。

二 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において、初回接種を行う場合に使用するワクチンにコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和四年一月二十一日にファイザー株式会社が発行した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第十四条の承認を受けたものに限る。）を加え、その対象者を1回目の接種時において五歳以上十二歳未満である者とする。

厚科審第8号  
令和4年2月10日

予防接種・ワクチン分科会長  
脇田 隆 宇 殿

厚生科学審議会長  
福井 次 矢



「予防接種法施行令の一部を改正する政令案要綱」等について（付議）

標記について、令和4年2月10日付け厚生労働省発健0210第1号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第3条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。